

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告示	ページ
○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し (税務課)	1
○中芸広域連合の規約の変更の届出 (市町村振興課)	1
○大規模小売店舗に関する変更の届出 (4件) (経営支援課)	1
○種畜証明書の書換え交付の通報 (畜産振興課)	2
○保安林の解除予定の通知 (3件) (治山林道課)	3
○保安林の解除 ( )	3
○建築基準法による道路の位置の指定 (建築指導課)	3
○都市計画区域のうち用途地域のない区域における建築物に係る制限の指定の一部変更 ( )	3
公 告	
○農用地利用配分計画の認可 (農地・担い手対策課)	3

## 告 示

### 高知県告示第498号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成27年8月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 名称及び代表者の氏名  
有限会社渡辺石油店 代表取締役 渡辺 優
- 主たる事務所又は事業所の所在地  
高知市棧橋通六丁目8-25
- 取消し年月日

平成27年7月1日

### 高知県告示第499号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定により、中芸広域連合から平成27年7月27日付けで中芸広域連合の規約の変更について届出があった。

平成27年8月28日

高知県知事 尾崎 正直

### 高知県告示第500号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成27年8月28日

高知県知事 尾崎 正直

#### 1 届出の概要

- 届出者の名称  
株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲
- 届出者の住所  
香川県高松市円座町1001番地
- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルナカ一宮店  
高知市一宮字米元1764-1ほか

- 変更しようとする事項  
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社マルナカ	午前9時	午後12時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社マルナカ	午前7時	午後12時

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 午前8時40分から午前零時20分まで  
(変更後) 午前6時40分から午前零時20分まで

- 変更年月日  
平成27年8月1日
- 変更理由

顧客の利便性向上のため

- 届出年月日  
平成27年7月31日

- 届出書及び添付書類の縦覧場所  
高知県商工労働部経営支援課

#### 4 意見書に記載すべき事項

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- 意見の内容

### 高知県告示第501号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成27年8月28日

高知県知事 尾崎 正直

#### 1 届出の概要

- 届出者の名称  
株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲
- 届出者の住所  
香川県高松市円座町1001番地
- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルナカ安芸店  
安芸市矢ノ丸四丁目320-1ほか

- 変更しようとする事項  
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社マルナカ	午前9時	午後12時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社マルナカ	午前7時	午後12時

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 午前8時40分から午前零時20分まで

（変更後）午前6時40分から午前零時20分まで

- (5) 変更年月日  
平成27年8月1日
- (6) 変更理由  
顧客の利便性向上のため

- 2 届出年月日  
平成27年7月31日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所  
高知県商工労働部経営支援課  
安芸市役所

- 4 意見書に記載すべき事項
  - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
  - (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (4) 意見の内容

高知県告示第502号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成27年8月28日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称  
株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲
- (2) 届出者の住所  
香川県高松市円座町1001番地
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルナカ南国店  
南国市大埴字樋掛甲2531

(4) 変更しようとする事項

- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社マルナカ	午前9時	午後12時

（変更後）

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社マルナカ	午前7時	午後12時

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 午前8時40分から午前零時20分まで  
(変更後) 午前6時40分から午前零時20分まで

- (5) 変更年月日  
平成27年8月1日

- (6) 変更理由  
顧客の利便性向上のため

- 2 届出年月日  
平成27年7月31日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所  
高知県商工労働部経営支援課  
南国市役所

- 4 意見書に記載すべき事項
  - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
  - (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (4) 意見の内容

高知県告示第503号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成27年8月28日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称  
株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲
- (2) 届出者の住所  
香川県高松市円座町1001番地
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルナカ奈半利店  
安芸郡奈半利町字水門乙1305-9ほか
- (4) 変更しようとする事項

- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社マルナカ	午前9時	午後12時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社マルナカ	午前7時	午後12時

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 午前8時40分から午前零時20分まで  
(変更後) 午前6時40分から午前零時20分まで

- (5) 変更年月日  
平成27年8月1日

- (6) 変更理由  
顧客の利便性向上のため

- 2 届出年月日  
平成27年7月31日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所  
高知県商工労働部経営支援課  
奈半利町役場

- 4 意見書に記載すべき事項
  - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
  - (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (4) 意見の内容

高知県告示第504号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を書換え交付した旨の通報があつたので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年8月28日

高知県知事 尾崎 正直

種畜証明書番号等	申請の事由	変更後	変更前
11254006367 若山桜（全和掲221）	種畜の飼養者の住所及び氏名の変	安芸郡田野町池地 伸之	高岡郡佐川町高知県畜産試験場

牛 褐毛和種	更		
-----------	---	--	--

**高知県告示第505号**

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年8月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所  
安芸市大井字ヘラ石乙488の24
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 解除の理由  
道路用地とするため

**高知県告示第506号**

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年8月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所  
香美市香北町永瀬字ホラジゲグチ1254の3
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 解除の理由  
道路用地とするため

**高知県告示第507号**

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年8月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所  
四万十市西土佐岩間字下甫喜山472の47・472の48（以上2筆  
国有林）
- 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 解除の理由  
道路用地とするため

**高知県告示第508号**

次の保安林を解除したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成27年8月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除に係る保安林の所在場所  
吾川郡いの町長澤字アド102の8
- 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 解除の理由  
道路用地とするため

**高知県告示第509号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

平成27年8月28日

高知県知事 尾崎 正直

地名	地番	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
南国市大埴 字古藤	甲808番9 (ただし、 次の図に示 す部分に限 る。)	5.01	32.56	「次の図」 は、省略 し、高知 県土木部 建築指導 課に備え 置いて縦 覧に供す る。

**高知県告示第510号**

平成16年1月高知県告示第44号（都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限の指定）により指定した制限を定める区域及び数値については、建築基準法（昭和25年法律第201号）第52条第1項第7号及び第53条第1項第6号の規定により都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内における容積率及び建ぺい率について次のとおり変更し、平成27年8月28日から施行する。

平成27年8月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 変更に係る区域  
土佐都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域
- 変更に係る区域の区分及び制限の数値  
高知県土木部建築指導課及び土佐市役所に備え置いて一般の縦覧に供する図書による。

公 告

農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人高知県農業公社

から申請があった農用地利用配分計画について、次のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の認可をした。

平成27年8月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 農用地利用配分計画の概要  
(1) 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称  
宿毛市中角字山口852番1  
農事組合法人ファームなかつの 代表理事 澤松 恭弘  
(2) 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番  
宿毛市中角字西光寺221番、222番、226番、229番、231番  
1、232番1、233番1、234番1及び235番1、字ヒノ口292番、296番1、296番2、296番3、298番及び301番、字池ノ上474番、478番、480番、482番、487番及び488番、字芝ノハナ496番1、501番1、502番、503番1、504番1、547番1、548番、550番、551番及び556番、字荒谷原686番、687番、689番1、689番2及び690番、字中岡742番1、字京塚ノ本743番、745番1、746番及び748番、字古殿762番、764番、765番、766番、772番、773番及び775番、字室屋式829番1、829番2及び830番、字山口870番及び872番1、字大丸885番、字永田964番1、969番、987番1及び988番1並びに字川口1410番、橋上町平野字仲スカ705番及び716番並びに字平野前715番、728番及び737番並びに和田字小高田3741番及び3793番1
- 認可年月日  
平成27年8月28日